

《正誤情報》

内閣府 政策統括官(共生・共助担当)付  
参事官(共助社会づくり推進担当)

「特定非営利活動法人の認証数等（活動分野別）」において、下記のとおり訂正いたします。  
なお、本ホームページ上で公表している資料につきましては、既に訂正した内容で掲載しています。

● 2026/03/31時点

1-1. 2025年09月30日現在の法人数

法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)	
49,226	49,226	変更なし

1-2. 法人の行う活動の分野（20分野別、複数回答）

号数	活動の種類	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	29,151	<b>29,152</b>
第2号	社会教育の推進を図る活動	25,199	<b>25,200</b>
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,636	<b>22,638</b>
第4号	観光の振興を図る活動	3,735	<b>3,734</b>
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3,183	<b>3,182</b>
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,487	<b>18,488</b>
第7号	環境の保全を図る活動	12,913	<b>12,914</b>
第8号	災害救援活動	4,337	4,337
第9号	地域安全活動	6,442	<b>6,445</b>
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	9,292	9,292
第11号	国際協力の活動	9,081	<b>9,080</b>
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,937	4,937
第13号	子どもの健全育成を図る活動	25,318	25,318
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,482	<b>5,481</b>
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,739	2,739
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,813	<b>8,811</b>
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	13,015	<b>13,013</b>
第18号	消費者の保護を図る活動	2,772	2,772
第19号	連絡、助言又は援助の活動	23,900	<b>23,898</b>
第20号	指定都市の条例で定める活動	375	375

1-3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数 (訂正前)	法人数 (訂正後)
1個	4,715	4,715
2個	6,909	6,909
3個	8,261	<b>8,260</b>
4個	7,909	<b>7,910</b>
5個	6,430	6,430
6個	4,702	<b>4,703</b>
7個	3,270	3,270
8個	2,164	<b>2,163</b>
9個	1,395	1,395
10個	994	994
11個	667	667
12個	528	528
13個	305	305
14個	211	211
15個	156	156
16個	84	84
17個	236	236
18個	48	48
19個	196	196
20個	46	46